

中国の最高人民法院が「□丹」(Jordan) 商標事件で判決を下す

2016年12月8日、中国の最高人民法院（以下、「最高人民法院」と略記）は、再審請願人（一審の原告であり、二審の控訴人）であるマイケル・ジェフリー・ジョーダン氏（以下、「ジョーダン氏」と略記）と、被審人（一審の被告であり、二審の被控訴人）である中国商標評審委員会（以下、「委員会」と略記）との間で争われた、第三者たる Qiaodan Sports, Co.（以下、「Qiaodan Sports」と略記）の商標10件の有効性をめぐる事件について判決を下した。

Qiaodan Sportsは、中国福建省に本社があるスポーツ用品メーカーである。2002年以来Qiaodan Sportsは、「乔丹」(Jordan) および「QIAODAN」¹に関係する一連の商標を登録し同社の商品とその宣伝において幅広く使用している。ジョーダン氏はNBAの元スターバスケットボール選手であり、中国でも知名度が高い。

この事件で焦点となったのは、米国市民であるジョーダン氏が「Jordan」の中国語音訳に関して氏名権を享受できるか否かという事である。最高人民法院は、ジョーダン氏が漢字の“乔丹”に対して氏名権を有するとする判決を下し、「乔丹」の商標をめぐる3件の事件に関して北京高級人民法院が下していた判決を破棄した。しかし、最高人民法院は同時に、拼音（ピンイン）表記である“QIAODAN”および“qiaodan”に対してはジョーダン氏は何ら権利を有しないと判断し、従って“QIAODAN”および“qiaodan”をめぐる他7件の事件に関しては北京高級人民法院の判決を支持した。

これらの事件について重要な点は2つ、すなわち (1)ジョーダン氏は当該商標が自らの氏名権を侵害しているため無効であると主張したが、その法的根拠は何か、および (2)Jordan という米国の姓（家族名）を音訳した中国語は氏名権の対象となり得るか、である。(1)について商標法(2001年)第31条は「商標登録の出願は、他者の既存の権利を侵害してはならない」と規定しているが、既存の権利が具体的にどのような種別の権利なのかは言及していない。最高人民法院が下した判断は、商標法が種別を特定していないため、民法通則等の他の法律が保護するあらゆる権利が既存の権利に相当し得るというものだ。不法行為法である民法通則第99条1項は、「人民は氏名権を享受し、関連する条項に従って氏名を決定、使用または変更する権利を有する。氏名に関する妨害行為、権利侵害、および虚偽表示は、これを禁ずる」と規定している。従って、氏名権は商標法第31条に基づく既存の権利に相当する。

¹ 乔丹は、Jordan を音訳した中国語であり、QIAODAN は「乔丹」の拼音（ピンイン）である。

(2) については、米国市民であるマイケル・ジェフリー・ジョーダン氏が「Jordan」の氏名権を享受できるかを決定するにあたり、最高人民法院は、中国において外国人を指す場合、姓を単独として使う事が多いとして、姓単独では氏名権による保護対象にならないとする Qiaodan Sports の主張を退けた。商標法（2001 年）第 31 条の規定が「Jordan」の中国語音訳、すなわち「乔丹」に適用されるか否かを決定づける中で、最高人民法院は以下の 3 つの判断基準が満たされなければならないと示した。

- (1) 具体的氏名に名声が伴い、関連する一般公衆の間で良く知られていること
- (2) 関連する一般公衆が当該自然人を指すときに、かかる具体的氏名を使っていること
- (3) かかる具体的氏名と当該自然人との間の関連性が定着していること

ジョーダン氏が提出した多くの報告書によって、中国メディアがマイケル・ジェフリー・ジョーダン氏を指すときに「乔丹」という呼称を通常は直接使っていることが明白となった。ジョーダン氏が提供した 2 件の調査では、面談を受けた者のそれぞれ 85% と 63.8% が「乔丹」と言われたときにまず最初に考えるのはジョーダン氏自身であって Qiaodan Sports ではない事を認め、これによって個人としてのジョーダン氏と「乔丹」との間の関連性が定着している事が実証された。さらに、Qiaodan Sports の設立趣意書においてさえも、ジョーダン氏と「乔丹」との関連性を間接的に認めていた事が示された。従い最高人民法院は、ジョーダン氏が Jordan の音訳漢字に対して氏名権を有しているとの判断を行い、委員会に対して関連商標に関する有効性の決定を再度審議する命令を下した。

これら 3 つの事件についてジョーダン氏は最高人民法院で勝訴したが、その以前、他の商標に関する 50 件以上の再審請願が棄却されていた事は留意すべきであろう。特に、Qiaodan Sports が現在使用している商標は全て維持されている。Qiaodan Sports が使用している全ての商標が 2007 年より前に登録されている事から、ジョーダン氏が自身の氏名権の侵害を主張し当該商標の無効化の請求を提出した年の 2012 年時点で、商標法（2001 年）第 31 条および第 41 条（新・商標法の第 32 条および第 45 条）が定める商標の効力に対する異議申立て期間の「5 年間」がすでに過ぎていたのである。

最高人民法院の判決は、個人の氏名権が商標法に基づく既存の権利である事、そして商標登録の出願は他者の氏名権を侵害してはならないという事を肯定するものである。中国は大陸法体系の国である事から、最高人民法院の判決は拘束力のある判例法とはならない。それでもなお、最高人民法院は司法権の最高機関である事から、その判決は他の下級裁判所が同様の事件を審理する際に大きな拠り所を提供する事になろう。裁

判所は、侵害を受けた当事者が商標に対抗する氏名権を有しているか否かのみならず、商標に付帯する特定の名前と侵害を受けた個人との間の関連性が定着しているか、および関連する一般公衆の間で当該氏名が良く知られているかも考慮すると考えられている。氏名権の侵害主張に基づく無効化請求については、商標法に基づき5年の期限が設定されている事に留意する必要がある。従い、侵害を受けた個人は、商標の登録から5年以内に訴訟を提起し権利を執行する必要がある。

中国においては、母国語表記と音訳された漢字表記の標章のみならず、一般に普及している拼音表記についても早い時期に登録を行う事が重要である。拼音表記がすでに中国消費者に知れ渡っている場合もあるが、そうでない場合は、中国の消費者に知られ、そして受け入れられる事が期待される拼音表記を決めるべきである。各企業は、状況に応じて商標を専門とする弁護士、翻訳者およびマーケティング・コンサルタントと連携し、中国語音訳および拼音の名称や標章について、中国人によってすでに受け入れられている表記、または中国人が言いやすい表記を定める必要がある。登録された名称や標章への消費者による認知を生み出し、権利を確立する為に、選択された名称や標章は中国において登録し継続的に使用するべき